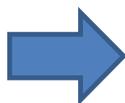


事業主の皆様へ

労働者派遣事業の **許可
許可更新
届出時** の社会保険の加入状況について手続きが変わります。

1 事業計画書の様式改正について

- 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無
- 労働保険番号



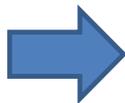
以下の3項目を追加します。

- 派遣労働者数
- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の未加入数
- 未加入者の氏名及び未加入の理由

※ 未加入者がいる場合、必要に応じてハローワーク又は、日本年金機構年金事務所による事業所調査を行わせていただきます。

2 申請期限の改正について

- 許可の有効期間が満了する日の**30日前**



■ 許可の有効期間が満了する日の**3ヶ月前**

※ ハローワーク又は、日本年金機構年金事務所による事業所調査を行うため、許可更新申請書を早めに提出していただきます。

※ 新規許可及び届出については、変更ありません。

3 適用日について

- **平成22年6月1日以降**の許可、許可更新、届出について適用されます。